

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月28日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤 由美

1 工事概要

- (1) 工事名 経済産業省総合庁舎厚生棟改修(25)建築その他工事
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 東京都千代田区霞が関1-3-1
- (3) 工事内容 本工事は、次に掲げる建築工事を施工する。
敷地面積 24,439 m² (経済産業省総合庁舎分)
建物用途 庁舎
構造・階数・建物規模
鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造
地上18階、地下3階
延べ面積 52,959 m²
- 工事種目 建築改修一式
- 主な内容 厚生棟食堂・厨房の内装改修及びそれに伴う電気設備
・機械設備改修
- (4) 工期 契約締結の翌日から令和8年6月30日まで
- (5) 本工事は、申請時に施工計画を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型I型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、4(1)担当部局へ理由を付して願い出て、承諾を得た場合には持参による資料提出及び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）による紙入札方式に代えることができる。
- (9) 本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。
なお、電子契約システムにより難いものは、4(1)担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代えることができる。
- (10) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。
ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

- (11) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
- (12) 本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む方式（通期の週休2日は必須）である。
- (13) 本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。
- (14) 本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。
- (15) 本工事は、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。
- (16) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。
- (17) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和7・8年度における建築工事に係るB等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 平成22年4月1日から、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成22年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（入札説明書参照）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。
- 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和3年3月11日 国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

①工事種目

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物における以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する工事

- (ア) 水平投影面積の合計が 800 m²を超える天井（※）の改修工事（天井下地の更新又は補強を含むもの）
 - (イ) 水平投影面積の合計が 800 m²を超える天井（※）の設置を含む新築又は増築工事（当該天井部分が増築部分に含まれるもの）
- ※天井下地があるので、居室、廊下その他の人が立ち入る場所に設けられたもの

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち 1 社は平成 22 年 4 月 1 日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる上記①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成 22 年 4 月 1 日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること。（当該実績が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする倍を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。

「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和 3 年 3 月 11 日 国営計第 155 号、国営整第 197 号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

②工事種目

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物における以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する工事

- (ア) 水平投影面積の合計が 400 m²を超える天井（※）の改修工事（天井下地の更新又は補強を含むもの）
- (イ) 水平投影面積の合計が 400 m²を超える天井（※）の設置を含む新築又は増築工事（当該天井部分が増築部分に含まれるもの）

※天井下地があるので、居室、廊下その他の人が立ち入る場所に設けられたもの

(5) 次の①～④に掲げる条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で 1 名配置できること。※。

- ① 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

- ② 平成 22 年 4 月 1 日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが

済んでいる 2 (4) の②の基準を満たす建築工事で元請としての経験（工期の 1 / 2 を超える連続した期間従事しているものに限る。）を有する者であること。ただし、当該経験が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で 2 (4) 中「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事に係るものは経験として認めない。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。

「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和 3 年 3 月 11 日 国営計第 155 号、国営整第 197 号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しを完了する予定であったが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向け工事期間を延長した対応により、申請書及び資料の提出期限日までに完成しない、引渡ししない工事については、完成し、引渡しを完了した工事とみなすことができる。ただし、この場合においても、本件工事の実施においては当該主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要があり、このため、当該完成し、引渡しを完了したとみなすことができる工事については、開札の時までには完成し、引渡しを完了しておく必要がある。

また、平成 22 年 4 月 1 日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成 22 年 4 月 1 日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、1 年未満の場合は切り上げた期間とする。

- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証裏面を含む。）を有する者であること。
 - ④ 入札参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。（入札参加資格の確認に際して、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある）（入札説明書参照）。
- ※経常建設共同企業体にあっては構成員のうち 1 社が配置する技術者についてのみ適用する。

※現場説明書に記載の期間については専任を要しない。

※参加資格に当たっては、複数の配置予定技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち要件を満たしていない者がいた場合は、その者を配置予定技術者から除外することを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省国営管第 124 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した 2 (4) 中「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに完成したものを施工

した場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が 60 点以上であること（入札説明書参照）。

- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと（入札説明書参照）。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 提出された施工計画が適正であること。

3 総合評価に関する事項

- (1) 評価項目
 - ① 施工体制
 - ② 軽量鉄骨下地の更新を含む天井の改修において品質を確保するための着目点と施工方法に係る施工計画
 - ③ 企業の能力等
 - ④ 技術者の能力等
 - ⑤ 貸上げの実施に関する評価
- (2) 総合評価の方法
 - ① 施工計画の適切性を二段階で審査し、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」と判定する。「不可」の場合は競争参加資格を認めないものとする（評価基準は入札説明書参照）。
 - ② 標準点
当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を与える。
 - ③ 施工体制評価点及び加算点
上記①のうち②以外の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（評価基準等の詳細は入札説明書参照）。
 - ④ 評価値
総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記②、③により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$
- (3) 落札方法
 - ① 入札参加者は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の要件に該当する者のうち、上記(2)のうち②～④によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (イ) 施工計画が可の判定を受けていること。
 - (ウ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
 - ② 上記①において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 (中央合同庁舎第2号館 13階)

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係

電話番号 03-5253-8111 (内線 23-153)

メールアドレス hqt-kantyouseizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

原則として、電子入札システムにより交付する。交付期間は令和7年7月28日から令和7年10月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に掲げる日(以下「休日等」という。))を除く。)。

なお、入札に必要な図面等については貸与とするので入札説明書参照のこと。

ただし、やむを得ない理由により、上記交付方法による入手ができない場合は、下記①の期間内に、記録媒体(CD-R等)を4(1)担当部局に持参又は郵送等することにより電子データを交付するので、4(1)担当部局へその旨連絡すること。持参による場合は、4(1)担当部局に記録媒体(未使用のもの)を持参すること。郵送等による場合は、4(1)担当部局に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封して送付すること。

① 交付期間:

令和7年7月28日から令和7年10月16日の間(休日等を除く。)の9時30分から18時15分まで。

(3) 申請書及び資料の提出先及び提出方法

令和7年7月28日から令和7年9月5日の間(休日等を除く。)の9時00分から17時00分まで。原則として、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式の場合は、4(1)担当部局に持参又は郵送等とすること。持参又は郵送の場合の受付時間は9時30分から18時15分まで(最終日は17時00分まで。)とする。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

令和7年10月8日から令和7年10月16日の間(休日等を除く。)の10時00分から17時00分まで。ただし、令和7年10月16日は13時00分までとする。

提出先は、4(1)と同じ。持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和7年10月16日13時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式での参加の場合は、4(1)担当部局に持参すること(郵送等による提出は認めない。)。

開札は、令和7年10月20日10時30分。大臣官房官庁営繕部入札室において行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店(みずほ銀行虎ノ門支店))。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店(みずほ銀行虎ノ門支店))又は銀行等の保証(取扱官庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店(みずほ銀行虎ノ門支店))。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店(みずほ銀行虎ノ門支店))又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官

庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 4 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 施工計画の内容についてのヒアリングは、原則として行わない。
- (13) 今回の工事に関しては現地確認を令和 7 年 8 月 4 日、8 月 5 日の 2 日間で実施する。
確認日時は発注者側で指定するものとする（入札説明書参照）。
- (14) 電子入札システム操作・接続確認等の問い合わせ先
国土交通省電子入札システムヘルプデスク 03-6633-7118
国土交通省電子入札システム H P <https://www.e-bisc.go.jp>
- (15) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
- (16) 詳細は、入札説明書による。